２０１３年2月２５日

各　　位

会 社 名　株式会社 ワコールホールディングス
代表者名　代表取締役社長　塚　本　能　交
（コード番号３５９１　東証･大証各第１部）
問合せ先　専務取締役 経営企画部長　大　谷　郁　夫
ＴＥＬ（０７５）６８２－１０１０

米国預託証券（ＡＤＲ）のＮＡＳＤＡＱ市場における上場廃止申請及び米国証券取引委員会（ＳＥＣ）への登録廃止申請に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、米国 NASDAQ 市場（以下　NASDAQ）における当社米国預託証券（以下　当社 ADR）の上場廃止及び米国証券取引委員会（以下 SEC）への登録廃止の申請を 2013 年 4 月に行うことを決議しましたので、下記の通りお知らせします。

記

１．上場廃止申請を行う理由

当社は 1977 年 1 月､資金調達及び米国における知名度向上等を目的に､ADR にて新株発行を行い、NASDAQ に上場しました。 以来、米国証券法令に基づく開示義務に対応するほか、米国企業改革法が求める内部統制の構築を通して透明性の高い財務報告と積極的な情報開示に取り組んできました。

一方、日本の証券市場の国際化が進展し、外国人投資家の日本市場での株式取引が大幅に増加したことや、日本の法令改正等により、日米における開示や内部統制に関する規制の差異が近年急速に解消し、証券市場環境に大きな変化が起こりました。

今般当社はこれらの環境変化を踏まえた上で、NASDAQ における当社 ADR 発行残高が減少したことなどから、NASDAQ 上場を継続する経済的合理性が低下したと判断し、NASDAQ 上場廃止及び SEC 登録廃止の申請を行うことを決定しました。

２．上場を継続する取引所

東京証券取引所、大阪証券取引所

３．NASDAQ 上場廃止及び SEC 登録廃止に関する予定日程

2013 年 4 月上旬	NASDAQ に対して上場廃止を通知
4 月中旬	NASDAQ 上場廃止及び SEC 登録廃止を申請(Form25)
4 月下旬	NASDAQ 上場廃止
	米国証券取引法に基づく継続開示義務の終了申請(Form15F)
7 月下旬	SEC 登録廃止及び米国証券取引法に基づく継続開示義務終了

尚、SEC から異議通知等があった場合、その後のスケジュール等に変更がある可能性があります。

４．今後の対応

当社は NASDAQ 上場廃止後も米国における ADR プログラムを継続する予定であり引き続き当社 ADR の保有及び当社 ADR の取引は可能です。SEC 登録廃止により、年次報告書(Form20-F)を含む米国証券取引法に基づく開示義務は終了しますが、当社の連結財務諸表は過去情報との比較可能性を確保するため引き続き米国会計基準に基づいて作成し、当社ホームページにて英文による開示を継続します。

５．当社 ADR に関する問い合わせ先

The Bank of New York Mellon（米国）

電話番号	：	1-888-BNY-ADRS（1-888-269-2377、米国内通話無料）
		1-201-680-6825（米国外から）
ウェブサイト	：	www.adrbny.com
E-Mail	：	shrrelations@bnymellon.com
		営業時間は米国東部時間の平日午前 9 時から午後 5 時まで

以上